

令和 6 年第 3 回小城市議会定例会提案理由

(令和 6 年 9 月 2 日開会)

おはようございます。本日ここに、令和 6 年第 3 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより、本定例会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 57 号 小城市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございますが、子どもの医療費の助成対象年齢を拡充し、子育て世帯の医療費負担の軽減を図るため、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、これまで満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間としていた年齢を満 18 歳とするものでございます。

次に、議案第 58 号 小城市水道事業給水条例の一部を改正する条例でございますが、債務者の所在不明や自己破産等により回収が見込めない債権について、債権管理の適正化を図るため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 59 号 小城市立学校設置条例の一部を改正する条例でございますが、小城市立晴田幼稚園を閉園することに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 60 号 小城市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、新たに「心大血管疾患リハビリテーション」の施設基準を取得するため、診療科目の標榜^{ひょうぼう}を改める必要があることから、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 61 号 権利の放棄についてでございますが、小城市国民健康保険病院事業診療費債権を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 62 号 権利の放棄についてでございますが、小城市水道事業水道料金債権を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 63 号 多久小城医療組合規約の変更についてでございますが、一部事務組合規約の変更は、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定により関

係地方公共団体の議会の議決が必要となるものでございます。

変更の内容でございますが、公立佐賀中央病院が地方公営企業法の全部を適用することに伴い、「多久小城医療組合」を「多久小城医療企業団」へ変更するものでございます。

続きまして、決算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 64 号 令和 5 年度小城市一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、予算現額 254 億 5,048 万 5,200 円に対しまして、調定額が 246 億 7,986 万 3,160 円、収入済額が 245 億 9,049 万 533 円で、不納欠損額が 352 万 2,074 円、収入未済額が 8,585 万 553 円となっております。

収入未済額の主な内容につきましては、市税 7,441 万 1,640 円、諸収入 887 万 3,031 円などでございます。

なお、市税の収納率につきましては、前年度と同率の 98.4% となっております。

また、歳出につきましては、予算現額 254 億 5,048 万 5,200 円に対しまして、支出済額が 237 億 9,925 万 8,935 円となっております。

以上のことから、歳入歳出差引額は 7 億 9,123 万 1,598 円となっております。

次に、議案第 65 号 令和 5 年度小城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、予算現額 51 億 1,510 万 1 千円に対しまして、調定額が 52 億 2,014 万 5,940 円、収入済額が 50 億 9,074 万 6,114 円で、不納欠損額 702 万 4,146 円、収入未済額が 1 億 2,237 万 5,680 円となっております。

また、歳出につきましては、予算現額 51 億 1,510 万 1 千円に対しまして、支出済額が 49 億 9,037 万 9,935 円となっております。

以上のことから、歳入歳出差引額は 1 億 36 万 6,179 円となっております。

次に、議案第 66 号 令和 5 年度小城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、予算現額 6 億 6,161 万円に対しまして、調定額が 6 億 7,031 万 8,528 円、収入済額が 6 億 6,703 万 458 円で、収入未済額が 328 万 8,070 円となっております。

また、歳出につきましては、予算現額 6 億 6,161 万円に対しまして、支出済額が 6 億 5,495 万 4,172 円となっております。

以上のことから、歳入歳出差引額は 1,207 万 6,286 円となっております。

次に、議案第 67 号 令和 5 年度小城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてでございますが、はじめに、令和 5 年度の業務量について御説明申し上げます。

給水戸数は 7,365 戸、年間有収水量は 160 万 8,508 立方メートル、有収率は 83.10%となっております。

次に、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

営業収益につきましては、2 億 7,592 万 7,755 円、営業費用につきましては、2 億 7,097 万 8,172 円で、営業利益につきましては、494 万 9,583 円となっております。

次に、営業外収益につきましては、1,639 万 4,909 円、営業外費用につきましては、471 万 5,974 円で、営業外利益につきましては、1,167 万 8,935 円となっております。

また、特別利益につきましては、12 万 1,280 円となっております。

以上のことから、収益合計から費用合計を差し引いた当年度の純利益は、1,674 万 9,798 円となっております。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

資本的収入につきましては、1 億 856 万 6 千円、資本的支出につきましては、7,613 万 4,117 円となっております。

また、当年度未処分利益剰余金につきましては、1 億

6, 263 万 2,531 円となっております。

利益の処分につきましては、未処分利益剰余金から 2 千万円を建設改良積立金に積み立て、残りの 1 億 4,263 万 2,531 円を繰越利益剰余金とするものでございます。

次に、議案第 68 号 令和 5 年度小城市病院事業会計決算認定についてでございますが、はじめに、令和 5 年度の業務量について御説明申し上げます。

入院患者延数は 13,366 人、1 日平均患者数は 36.52 人、病床利用率は 36.89% となっております。外来患者延数は 29,574 人、1 日平均患者数は 121.7 人となっております。

次に、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

医業収益につきましては、7 億 9,710 万 1,671 円、医業費用につきましては、11 億 6,215 万 437 円で、医業損失につきましては、3 億 6,504 万 8,766 円となっております。

次に、医業外収益につきましては、4 億 1,950 万 2,321 円、医業外費用につきましては、2,504 万 4,277 円で、医業外利益につきましては、3 億 9,445 万 8,044 円となっております。

また、特別損失の 499 万 3,822 円は、過年度損益修正損であり、佐賀県新型コロナウイルス感染症対応医療提供体制強化緊急補助金の過年度分返還金となっております。

ます。

以上のことから、収益合計から費用合計を差し引いた当年度の純利益は、2,441万5,456円となっております。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

資本的収入につきましては、1,976万7千円、資本的支出につきましては、6,106万820円となっております。

次に、議案第69号 令和5年度小城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてでございますが、はじめに、令和5年度の業務量について御説明申し上げます。

接続戸数は7,975戸、年間有収水量は182万9,421立方メートル、有収率は85.9%となっております。

次に、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

営業収益につきましては、3億3,205万6,036円、営業費用につきましては、13億647万9,185円で、営業損失につきましては、9億7,442万3,149円となっております。

次に、営業外収益につきましては、15億3,301万4,098円、営業外費用につきましては、2億1,818万1,385円で、経常利益につきましては、3億4,040万9,564円となっております。

これに、特別利益30万1,010円と、特別損失1,911

万 3,742 円を合わせまして、当年度の純利益は 3 億 2,159 万 6,832 円となっております。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

資本的収入につきましては、8 億 2,360 万 2,900 円で、資本的支出につきましては、15 億 8,766 万 3,223 円となっております。

また、当年度未処分利益剰余金は、6 億 1,334 万 2 円となっております。

利益の処分につきましては、未処分利益剰余金から 2 億 3,875 万 3,292 円を資本金へ組入れ、残りの 3 億 7,458 万 6,710 円を繰越利益剰余金とするものでございます。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 70 号 令和 6 年度小城市一般会計補正予算(第 5 号)でございますが、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 2 億 8,056 万 8 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 258 億 3,928 万 8 千円とするものでございます。

第 2 表 継続費補正でございますが、「体育施設管理事業(芦刈文化体育館屋外キュービクル更新工事)」の総額及び年割額を変更するものでございます。

第 3 表 債務負担行為補正でございますが、「資源物
容器包装プラスチック保管・処理業務」及び「資源物ペ
ットボトル保管・処理業務」を追加するものでございま
す。

第 4 表 地方債補正でございますが、「満神鉱害ポン
プ排水施設維持管理事業」及び「林業施設災害復旧事業」
を追加し、「保育所等整備補助事業」から「臨時財政対
策債」までの 8 つの地方債の限度額を変更するものでご
ざいます。

それでは、補正の主な内容につきまして、まず歳出か
ら御説明申し上げます。

第 2 款 総務費でございますが、「^{ディエックス}D X 推進事業」に
つきましては、地方公共団体情報システムの標準化・共
通化に向けて対応するための委託料等を計上しております。

第 3 款 民生費でございますが、「子どもの医療費助
成事業」につきましては、子どもの医療費の助成対象年
齢を拡充し、子育て世帯の医療費負担の軽減を図るため
の準備経費を計上しております。

次に、「保育所等整備補助事業」につきましては、国
の補助基準額等の変更増により、民間保育所施設の整備
に対する補助金の増額分を計上しております。

第 4 款 衛生費でございますが、「定期予防接種事業（B 類疾病）」につきましては、65 歳以上の方などが対象となります新型コロナワクチンの予防接種に要する経費を計上しております。

次に、「新公立病院建設事業」につきましては、令和 7 年度の開院に向けて新公立病院の整備及び業務運営に要する経費の追加分の負担金等を計上しております。

第 6 款 農林水産業費でございますが、「経営所得安定対策等推進事業」につきましては、水田の畑地化に伴う費用負担等の経費に対する補助金を計上しております。

第 11 款 災害復旧費でございますが、「林業施設災害復旧事業」につきましては、令和 3 年 8 月豪雨で被災した林道施設の地すべり災害復旧の工事請負費を計上しております。

その他、全体に係るものとしたしまして、人事異動等に伴う職員人件費及び会計年度任用職員人件費の補正のほか、過年度の事務事業に係る国・県補助金などの精算に伴う返還金を計上しております。

以上、歳出の主な内容について申し上げましたが、歳入につきましては、事務事業に伴う国・県支出金、繰入

金、繰越金、諸収入、市債などのほか、額の確定による地方交付税及び臨時財政対策債を計上し、財政調整基金繰入金により財源調整をしております。

次に、議案第 71 号 令和 6 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）でございますが、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 1 億 37 万 6 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 52 億 2,253 万 5 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、前年度決算に伴う繰越額の確定による繰越金を計上しております。

歳出では、県支出金の精算による返還金を計上しております。

次に、議案第 72 号 令和 6 年度小城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）でございますが、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 1,191 万円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 4,785 万 1 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、前年度決算に伴う繰越額の確定による繰越金を計上しております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を計上しております。

次に、議案第 73 号 令和 6 年度小城市水道事業会計補正予算（第 1 号）でございますが、収益的収入及び支出の既定の予算にそれぞれ 26 万円を増額し、補正後の予算の総額を 3 億 2,605 万 2 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、人事異動に伴い、収益的収入は、他会計補助金を増額し、収益的支出は、営業費用を増額するものでございます。

また、収支の調整のため、予備費を減額するものでございます。

次に、資本的収入の既定の予算に 34 万 1 千円を増額し、補正後の予算の総額を 2 億 307 万 5 千円とし、資本的支出の既定の予算に 638 万円を増額し、補正後の予算の総額を 4 億 2,329 万 6 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、資本的収入は、給水管布設替え工事に伴う工事負担金を増額し、資本的支出は、建設改良費の工事請負費を増額するものでございます。

次に、議案第 74 号 令和 6 年度小城市病院事業会計補正予算（第 1 号）でございますが、収益的収入の既定の予算から 1 億 6,387 万 6 千円を減額し、補正後の予算の総額を 12 億 382 万 6 千円とし、収益的支出の既定の予算に 1,855 万 8 千円を増額し、補正後の予算の総

額を 13 億 8,626 万円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入は、医業収益を減額し、収益的支出は、職員の採用等により給与費を増額するものでございます。

次に、資本的収入の既定の予算に 49 万 4 千円を増額し、補正後の予算の総額を 2,450 万 3 千円とし、資本的支出の既定の予算に 62 万 4 千円を増額し、補正後の予算の総額を 5,314 万 8 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、資本的収入は、オンライン資格確認用端末導入に伴う医療提供体制設備整備交付金として補助金を増額し、資本的支出は、訪問看護ステーションにおいてオンライン資格確認を導入するため、資格確認用端末購入費用として建設改良費を増額するものでございます。

次に、議案第 75 号 令和 6 年度小城市下水道事業会計補正予算（第 2 号）でございますが、収益的収入の既定の予算から 634 万 6 千円を減額し、補正後の予算の総額を 19 億 2,548 万 2 千円とし、収益的支出の既定の予算から 439 万 2 千円を減額し、補正後の予算の総額を 16 億 300 万 8 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入は、前年度事業費の確定に伴う長期前受金^{れいにゅう}戻入を減額し、収益的支出は、前年度企業債借入額及び利率の確定に伴う企業債利息を減額するものでございます。

次に、資本的収入の既定の予算に 49 万 9 千円を増額し、補正後の予算の総額を 9 億 6,168 万 6 千円とし、資本的支出の既定の予算から 150 万 3 千円を減額し、補正後の予算の総額を 17 億 5,425 万 9 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、市営浄化槽の設置規模や基数の変更に伴い、資本的収入は、企業債を増額し、資本的支出は、浄化槽の工事請負費を減額するものでございます。

次に、議案第 76 号 小城市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますが、国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 77 号 小城市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例でございますが、児童扶養手当法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

続きまして、諮問関係議案について御説明申し上げます。

まず、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の^{なんり}南里 ^こひろ子氏が、

令和 6 年 12 月 31 日をもって任期満了となりますので、再度推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の江里口^{えりぐち} 愛子^{あいこ}氏が、令和 6 年 12 月 31 日をもって任期満了となりますので、後任の人権擁護委員として、陣内^{じんのうち} 祥子^{しょうこ}氏を推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の原田^{はらだ} 保則^{やすのり}氏が、令和 6 年 12 月 31 日をもって任期満了となりますので、後任の人権擁護委員として、寺尾^{てらお} 暢久^{のぶひさ}氏を推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、報告関係議案について御報告申し上げます。

まず、報告第 7 号 令和 5 年度小城市一般会計継続費精算報告書でございますが、「固定資産評価替業務委託事業」につきまして、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 箇年の継続事業で実施しております。

この事業が、令和５年度に完了しましたので、地方自治法施行令第１４５条第２項の規定により、継続費の精算報告をするものでございます。

次に、報告第８号 令和５年度一般財団法人小城市スポーツ協会の経営状況についてでございますが、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、令和５年度事業報告及び決算並びに令和６年度の事業計画及び予算を報告するものでございます。

次に、報告第９号 専決処分の報告についてでございますが、令和６年６月２７日午後３時頃、市が所有する不燃物収集車で相手方の計量機にて計量しようとした際、不燃物収集車のアームの先端が相手方の建物に接触し、雨樋^{あまどい}の一部を損傷させたもので、示談が成立し、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第２条第３号の規定により、令和６年７月２２日付で専決処分をしましたので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第１０号 専決処分の報告についてでございますが、令和６年５月１日午前１０時５０分頃、会計年度任用職員が庁内文書の逋送中に、公用車で市道の交差点を右折しようとしたところ、左側から直進してきた相手方車両と接触し、相手方を負傷させたもので、示談が

成立し、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 1 号及び第 3 号の規定により、物損事故分につきましては、令和 6 年 6 月 25 日付で、人身事故分につきましては、令和 6 年 8 月 21 日付で、それぞれ専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

以上、本定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。